

## 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

## 1 今後の施策の推進に関するもの

## (1) 「第4章の1の(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の推進」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>学校教育段階で自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及と自殺予防教育に加え、若年者が気軽に安心して相談ができる場所や人が用意されていることが重要である。</p> <p>また、保護者が抱え込まず相談できる機会が常時確保されていると良い。</p>	<p>教育相談体制の充実に努めるとともに、児童生徒・保護者への専門的カウンセリングを実施します。</p>

## (2) 「第4章の3 自殺対策に係る人材の育成及び資質の向上を図る」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	<p>相談支援の専門的なスタッフを充実させることが、最重要課題である。</p> <p>自殺防止の相談の現場からみると、一部の専門職が『これくらいでは死なない』という「慣れ」のような対応があるのではないか。</p>	<p>心の健康づくりや自殺予防に適切な対応ができるよう、研修などを通じ、関係職員の資質の向上に今後とも努めてまいります。</p>
3	<p>ゲートキーパーの養成においては、幅広い年代、職種を対象にするとともに、自殺予防に定期的に係わる人材を県で登録したり相談ボランティアへ紹介するなど、フォローする支援体制も充実してほしい。</p>	<p>若者世代から高齢者まで、幅広い集団や様々な団体等を対象にゲートキーパーの養成を引き続き促進するとともに、ゲートキーパーを含めた人材の活用等については、施策を推進する中で検討を行ってまいります。</p>

## (3) 「第4章の6 社会全体の自殺リスクを低下させる」に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	<p>(9) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者は、その後長期間に渡って自殺のリスクがあるため、長期的な視点で自殺予防を行う体制整備が重要である。</p>	<p>自殺対策の取組を進めるうえで、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>(10) 高齢者の孤立、セルフネグレクトやホームレス状態にも生活困窮者支</p>	

	援が必要である。	
6	(13) アウトリーチ強化の策が、ICTの活用となっているが、高齢者向けの直接的な現場へ出向く巡回訪問や相談なども同列で研究、検討してほしい。	<p>表題を「(13) 相談の多様な手段の確保、ICTの活用」に変更し、アウトリーチ策を含めたICTの活用の内容としました。</p> <p>なお、高齢者向けの直接的なアウトリーチ策については、＜世代別の視点＞において、高齢期を視点のひとつとしてとらえており、その中で検討を行ってまいります。</p>

## 2 表記等に関するもの

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等を実施すべきである。	計画は、医療等の専門家や有識者、関係団体等で構成する山口県自殺対策連絡協議会並びに県内市町の意見を聴きながら作成しています。
8	年次把握がし易いように、年代は元号・西暦を併記すべき。今後を考えると、西暦のみ表記に統一すべきではないか。	計画策定時点では新元号が決定していないことから、過去の取組については和暦・西暦を併記し、今後の取組については西暦のみの記載としました。
9	本文中の一部の語句解説は有難いが、他にも馴染みの無い用語が多数見受けられる。解説語句の精査と、他パブリック・コメント(県民意見募集)資料への対応拡大を御願する。	それぞれの箇所において「用語解説」を掲げ、専門的な用語等に関するわかりやすい説明を加えました。
10	「自殺」という表現や語句の使用も再考すべきではないか。最近は「自死」という語句を使用する事も増えてきている。	国の法律や大綱、また多くの都道府県計画において「自殺」という言葉を使用しており、本県でも「自殺」という言葉を使用します。

## 3 その他（パブコメの実施方法）

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民も多く、今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、</p>

	意見募集の期間延長を御検討いただきたい。	各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
1 2	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長／再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。	
1 3	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、7月15日付けの山口新聞への新聞広告の掲出により、広報に努めました。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。
1 4	意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くなかった。具体的案件はメ切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えない。県広報には、常時パブリック・コメント／県民意見募集の一般的広報を掲載してほしい。パブリック・コメント／県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願う。	限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。
1 5	山口新聞7/15に新聞の下5段程度掲載でパブリック・コメント14件の記述があったが、1件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われる。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメ	

	ント／県民意見公募」実施中の広報実施をお願いします。	
16	パブリック・コメントの期間が1ヶ月の期間である一方、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を、隔月(以上の間隔)での発行としている理由を明示願う。	
17	これまでの「パブリック・コメント／県民意見募集」の広報についての意見に対する回答内容や、意見送付県民数・意見数から、当「県民意見の募集」の広報は十分になされたと考えているか。十分か不十分かの判断を明らかにされたい。	
18	パブリック・コメントが同一期間に14件と極端な案件集中となっている。県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願う。	総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。